

為櫻支援会会則

令和元年5月18日一部改正

第1条 会の名称

本会は「為櫻支援会」と称する。

第2条 目的

本会は、会員間の相互協力により、茨城県立下妻第一高等学校の教育方針に添って学ぶ生徒の勉学や運動部・文化部活動を支援するとともに、生徒の教育に関わる教職員の教育活動や教育環境をより一層促進・発展させるためにあらゆる支援を行うことを目的とする。

第3条 会員及びその資格と責任

- 1 会員
会員には正会員と賛助会員をおく。
- 2 正会員の資格
正会員の資格は茨城県立下妻第一高等学校に在学する生徒の保護者であることとする。
- 3 賛助会員の資格
賛助会員の資格は以下の（１）又は（２）のとおりする。
（１） 茨城県立下妻第一高等学校為櫻同窓会の会員であること。
（２） 茨城県立下妻第一高等学校の教育方針に賛同しその教育活動を支援する意志があること。
- 4 会員の責任
すべての会員は会則を遵守し、相互に協調・協力・連携し、第2条の目的の達成を支援する。

第4条 事務局

本会には事務局を設置する。当面は茨城県立下妻第一高等学校内におく。

第5条 役員

役員は正会員で構成し、役員の種類・人数、役割、任期等については以下のとおりとする。

- 1 本会には役員として、代表幹事1名（PTA会長の兼任職とする）、副代表幹事3名（PTA各学年委員長を充てる）、幹事3名（PTA監事2名、PTA会計1名）を設置する。
- 2 役員は代表幹事のもとで副代表幹事や幹事と協力・協調して会運営の任にあたる。
- 3 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事あるときには代表幹事を代行する。
- 4 幹事は代表幹事の指示を受け実務運営の分担事務（事業計画、予算・決算、事業報告等）を行う。
- 5 役員は役員会で選出し、交流会の場で提示する。
- 6 役員の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

第6条 役員会

役員会の構成，役割，招集等は以下のとおりとする。

- 1 役員会は，代表幹事，副代表幹事，幹事によって構成する。
- 2 役員会は，会運営の意思決定を行う。
- 3 役員会は代表幹事と副代表幹事の相談により，適宜招集される。

第7条 会費及び経費

本会の会費，経費は以下のとおりとする。

- 1 会費は年額5,700円（生徒1人あたり）とする。
- 2 賛助会員からは会費を徴収しない。
- 3 経費は，正会員からの会費5,700円及び篤志家からの寄付金とする。

第8条 総会

5月のPTA総会後や各学年PTAの後などに総会を行い，ここで年度事業計画・事業報告，会計予算・決算等を行う。ただし，臨時に開催する場合にはこの限りではない。

第9条 入会と退会

茨城県立下妻第一高等学校保護者は正会員となり入会する。また，第3条第3項（1）又は（2）に該当する場合には賛助会員として入会できるものとする。ただし，会則に反する事実が認められる場合には役員会の判断により退会の措置をとることができる。

第10条 会員数

会員数は会運営に支障のない範囲で限定はしない。ただし，役員会の判断により会員数の限度を設定することができる。

第11条 会則の改定

本会則は，役員会の決議にもとづき改定することができる。
改定された会則は速やかに茨城県立下妻第一高等学校の Web サイトで公開するとともに総会の場で提示する。

附則 この会則は平成19年4月1日から施行する。